

アンケート調査票

人権に関する名張市民意識調査

～ご協力をお願い～

日頃は、名張市政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

名張市では、日々の暮らしのなかで市民一人一人の人権が大切にされる「安心・安全・人権のまちづくり」に取り組んでいます。

この調査は、市民のみなさんの人権についてのお考えをお聞きして、様々な人権問題に対する市の取組の基礎資料とするためのものです。

ご回答いただいた調査票はすべて統計的に処理し、調査の目的以外には使用しません。

また、調査票から回答者を特定することはできません。あなた自身のことや回答内容が外部にもれることは決してありませんので、日頃のお考えを率直にご記入ください。

お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

2023（令和5）年11月

名張市長 北川 裕之

【対象】

名張市にお住まいの満16歳以上の市民の中から無作為に選んだ2,000人

【回答方法】

郵送またはインターネットのいずれかによりご回答ください。

① 郵送で回答

ご記入いただいた調査票を、無記名のまま返信用封筒に入れ、切手を貼らずに、

12月17日（日）までにお近くの郵便ポストに入れてください。

なお、宛先は本調査の集計を委託している 有限会社 日本交通流動リサーチ です。

② インターネットで回答

パソコンやスマートフォンで、下記のURLまたはQRコードより回答フォームにアクセスし、IDを入力して回答してください。

回答は12月17日（日）までによりよろしくお願いいたします。

【URL】 <https://logoform.jp/form/Ueta/401734>

【QRコード】



【ID】 92828

※IDは重複回答を防ぐためのランダムな数字です。回答者は特定されません。

■ ご回答にあたってのお願い

- ◎ 封筒の宛名のご本人がご回答ください。ご本人による回答が困難な場合は、ご家族等がご本人から聞き取って代筆（入力）をお願いします。
- ◎ どなたにもご相談にならないで、ご自身のお考えをご記入（入力）ください。
- ◎ 「その他」を選ばれた場合は、（具体的に： ）内にその内容を具体的に記入（入力）ください。
- ◎ 郵送で回答の場合、誤った番号に○をつけたときは、×で消して、正しい数字に○をつけてください。

【この調査に関する問い合わせ先】

名張市 地域環境部 人権・男女共同参画推進室
電話 0595-63-7909（直通）

裏面もあります→

この調査で使用している用語についての解説

() 内は初出ページです。

* 1 同和地区 (3 ページ)

わが国では1965(昭和40)年8月の「同和対策審議会答申」を受け、同和問題の解決に向けて1969(昭和44)年7月「同和対策事業特別措置法」を制定施行後、2002(平成14)年3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの33年間、各種の特別措置法に基づき同和地区の生活環境改善や同和教育・人権啓発などの取組を積極的に進めてきました。

その際、取組を進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、この調査のなかで「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域のことを指します。

* 2 ヘイトスピーチ (3 ページ)

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のことです。

* 3 HIV／エイズ (3 ページ)

HIVは、ヒト免疫不全ウイルスのことで、このウイルスに感染することによって、病気に対する抵抗力(免疫力)が低下し、本来なら自分の力で抑えることのできるような病気を発症してしまいます。厚生労働省はエイズ診断基準として23種類の指標疾患を定めていて、HIV感染者がそれらの中の一つでも発症した時点でエイズ(後天性免疫不全症候群)患者と診断されます。

現在はHIVに感染していても、服薬によりエイズ発症を予防することができます。HIV感染者とエイズ患者の混同が見受けられますが、HIV感染者であっても指標疾患を発症していなければエイズ患者ではありません。

* 4 ハンセン病 (4 ページ)

1873(明治6)年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」に感染することによって、主に皮膚や末しょう神経が侵される感染症です。かつては「感染力が強い病気である」とか、「不治の病である」などの誤った認識によって患者が強制的に隔離されるなどの差別を受けました。実際には感染力はとても弱く、現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法も確立され、適切な治療により完治します。

「ハンセン病回復者」とは、かつてハンセン病に感染し、その後、治療等により完治した人のことを指します。「ハンセン病元患者」と呼ぶこともあります。

* 5 性的マイノリティ (5 ページ)

同性愛、両性愛、無性愛、性同一性障害などの人たち。性的少数者、セクシュアル・マイノリティともいいます。社会のなかで「これが普通」「こうあるべき」と思われている「性のあり方」に当てはまらない人たちのことを総称するものとして用いられます。

* 6 人権擁護委員 (7 ページ)

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権尊重の考えを広める啓発活動をしている民間ボランティアです。現在、全国で約14,000人が法務大臣の委嘱を受けて、各市町村(東京都においては区を含む)に配置されており、名張市では11人が活動しています。

* 7 法テラス (7 ページ)

正式名称は「日本司法支援センター」。法的なトラブル解決のため、総合法律支援法が定める情報提供や相談窓口の案内、無料法律相談などの事業を迅速かつ適切に行うことを目的に国が設立した公的な法人です。

* 8 プロバイダー (7 ページ)

インターネットに接続できるサービスを提供する事業者です。

人権に関する名張市民意識調査

～調査票～

- 別紙の「人権に関する名張市民意識調査～ご協力のお願い～」の下部に記載されている数字5桁のIDをご記入ください。

_____	例) <u>1 2 3 4 5</u>
-------	---------------------

※ IDはインターネット回答との重複を防ぐためのランダムな数字です。回答者は特定されません。

- あなたの性別をおたずねします。あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

1. 男性	2. 女性	3. 1・2以外
-------	-------	----------

- あなたの年齢をおたずねします。あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

1. 20歳未満	2. 20歳代	3. 30歳代	4. 40歳代
5. 50歳代	6. 60歳代	7. 70歳代	8. 80歳以上

- あなたがお住まいの地域をおたずねします。
次の「地域づくり組織単位」で、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。
(次頁の＜地域づくり組織単位の一覧＞をご参照ください。)

1. 名張地域	2. 蔵持地域	3. 薦原地域	4. 美旗地域	5. 比奈知地域
6. 錦生地域	7. 赤目地域	8. 箕曲地域	9. 国津地域	10. 桔梗が丘地域
11. つつじが丘・春日丘地域	12. 川西・梅が丘地域	13. 青蓮寺・百合が丘地域		
14. すずらん台地域	15. 鴻之台・希央台地域			

- あなたが小中学生のときに一番長く過ごしたのは市内、市外のどちらですか。
あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

1. 名張市内	2. 名張市外
---------	---------

- あなたの職業をおたずねします。主なものに1つだけ○をつけてください。

1. 自営業またはその手伝い（農林水産業を含む）
2. 会社員・団体職員
3. 公務員・教員
4. 自由業（弁護士・税理士・医師・芸術家・芸能人・文筆業など）
5. 無職（求職活動中・家事専従・家事手伝いを含む）
6. 学生
7. その他（具体的に： _____）

<地域づくり組織単位の一覧>

1. 名張地域	桜ヶ丘、平尾、丸之内、中町、上本町、柳原町、鍛冶町、本町、新町、南町、豊後町、木屋町、元町、榊町、栄町、松崎町、朝日町、上八町、東町
2. 蔵持地域	蔵持町里、蔵持町原出、蔵持町芝出、緑が丘全域
3. 薦原地域	薦生、八幡、西田原、鵜山、家野、葛尾、さつき台全域
4. 美旗地域	新田、美旗中村、東田原、上小波田、下小波田、西原町、南古山、美旗町中全域、美旗町池の台全域、美旗町南西原、美旗町藤が丘
5. 比奈知地域	下比奈知、上比奈知、滝之原、富貴ヶ丘全域
6. 錦生地域	黒田、結馬、井手、安部田、矢川、上三谷、竜口
7. 赤目地域	赤目町丈六、赤目町相楽、赤目町新川、赤目町檀、赤目町星川、赤目町柏原、赤目町一ノ井、赤目町長坂、赤目町すみれが丘
8. 箕曲地域	夏見、瀬古口、箕曲中村、中知山
9. 国津地域	神屋、奈垣、布生、長瀬、上長瀬
10. 桔梗が丘地域	桔梗が丘全域、桔梗が丘南全域、桔梗が丘西全域
11. つつじが丘・春日丘地域	つつじが丘全域、春日丘全域
12. 川西・梅が丘地域	大屋戸、松原町、夏秋、短野、下三谷、梅が丘全域
13. 青蓮寺・百合が丘地域	青蓮寺、百合が丘全域、南百合が丘、夏見のうち横内の区域
14. すずらん台地域	すずらん台全域
15. 鴻之台・希央台地域	鴻之台全域、希央台全域

【問１】 名張市は１９９１年３月に「人権尊重都市宣言」を行いました。
 あなたは名張市が「人権尊重のまち」になっていると感じていますか。
 あてはまる回答の数字に１つだけ○をつけてください。

- | |
|------------------------------------|
| １．感じている
２．ある程度感じている
３．感じていない |
|------------------------------------|

【問２】 以下のような人権や差別をめぐる考え方について、あなたはどのようにお考えですか。
 A～Iのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に１つだけ○をつけてください。

	そう 思う	そう 思う どちらか といえ ば	そう 思わ ない どちらか といえ ば	そう 思わ ない
A. 差別は人として最も恥ずべき行為の一つだ	1	2	3	4
B. 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4
C. 差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりが ない	1	2	3	4
D. 差別を受ける立場の人の言葉をきちんと聞くべきだ	1	2	3	4
E. 行政はあらゆる差別をなくすために努力すべきだ	1	2	3	4
F. 人権や権利ばかり主張して、他人の迷惑を考えない人が 増えている	1	2	3	4
G. 誰もが自分の人権についてもっと学ぶ機会を持つべきだ	1	2	3	4
H. 人権問題は差別を受ける人の問題で、自分には関係のない ことだ	1	2	3	4
I. 思いやりや優しさをみんなが持てば、人権問題は解決す る	1	2	3	4

【問3】 人権に関する問題をめぐってさまざまな意見がありますが、以下のような意見について、あなたはどのようにお考えですか。

A～Nのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

	そう 思う	ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	ど ち ら か と い え ば そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い
A. 部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ	1	2	3	4
B. 部落差別を許さない態度を身に付けることは、他の人権問題の解決にもプラスになる	1	2	3	4
C. 同和地区（被差別部落）* ¹ の人には、差別されるだけの理由がある	1	2	3	4
D. そっとしておけば、部落差別はそのうち自然になくなっていく	1	2	3	4
E. すべての公共施設をバリアフリー化するべきだ	1	2	3	4
F. 障害者を雇用する義務を果たしていない会社には、厳しい罰則を与えるべきだ	1	2	3	4
G. 外国人住民は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ	1	2	3	4
H. ヘイトスピーチ* ² は、表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ	1	2	3	4
I. 子育て期間中は、母親が育児に専念するべきだ	1	2	3	4
J. 友人がH I V* ³ 感染者だとわかってても、付き合いや接し方を変えることはない	1	2	3	4
K. もし自分の子どもが同性愛者やトランスジェンダーであっても、親として子どもの側に立ち、力になる	1	2	3	4
L. 罪を犯した人の家族が非難されるのはやむを得ない	1	2	3	4
M. 高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たち自身の問題だ	1	2	3	4
N. 災害時の避難所では、障害者や高齢者、外国人など支援が必要な人に配慮ができなくてもやむを得ない	1	2	3	4

*この調査で使用している用語については、別紙の「人権に関する名張市民意識調査～ご協力のお願い～」の裏面に解説を記載しておりますので、ご覧ください。

【問4】 あなたは、次のような人権に関する宣言・条約・法律・条例などをご存じですか。
A～Sのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

	知 つ て い る 内 容 ・ 趣 旨 を	知 つ て い る あ る こ と は	知 ら な い
A. 世界人権宣言 【1948年に国連総会で採択】	1	2	3
B. 子どもの権利条約 【日本は1994年に締結国となる】	1	2	3
C. 人種差別撤廃条約 【日本は1995年に締結国となる】	1	2	3
D. 水平社宣言 【1922年に全国水平社創立大会で採択】	1	2	3
E. 同和対策審議会答申 【1965年答申】	1	2	3
F. 男女共同参画社会基本法 【1999年施行】	1	2	3
G. ハンセン病*4問題の解決の促進に関する法律 【2009年施行】	1	2	3
H. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （「障害者差別解消法」） 【2016年施行】	1	2	3
I. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律（「ハイトスピーチ解消法」） 【2016年施行】	1	2	3
J. 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法） 【2016年施行】	1	2	3
K. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の 推進に関する法律（アイヌ施策推進法） 【2019年施行】	1	2	3
L. 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例 【2022年施行】	1	2	3
M. 名張市人権尊重都市宣言 【1991年議決】	1	2	3
N. 名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する 条例 【1995年施行】	1	2	3
O. 名張市男女共同参画推進条例 【2006年施行】	1	2	3
P. 名張市子ども条例 【2007年施行】	1	2	3
Q. 名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり 条例 【2016年施行】	1	2	3
R. 「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言に関する決議 【2020年議決】	1	2	3
S. 名張市ケアラー支援の推進に関する条例 【2021年施行】	1	2	3

【問5】 あなたのまわりに、次のA～Hの人がいますか。

それぞれについて、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

	いない	親しくはないが いる	親しく付き合っ ている人がある	家族や親類に いる	わからない
A. 同和地区（被差別部落）出身者	1	2	3	4	5
B. 障害者	1	2	3	4	5
C. 在日韓国・朝鮮人	1	2	3	4	5
D. 外国人（在日韓国・朝鮮人を除く）	1	2	3	4	5
E. 感染症患者 （H I V感染者・エイズ患者など）	1	2	3	4	5
F. ハンセン病回復者	1	2	3	4	5
G. 犯罪被害者	1	2	3	4	5
H. 性的マイノリティ*5 （性同一性障害者や同性愛者など）	1	2	3	4	5

【問6】 日本における人権問題について、あなたが関心をお持ちのものはどれですか。

あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

1. 女性	2. 子ども	3. 高齢者	4. 障害者
5. 同和問題（部落問題）	6. 外国人	7. アイヌの人々	
8. 性的マイノリティ	9. 路上生活者（ホームレス）	10. 刑を終えて出所した人	
11. 犯罪被害者	12. H I V感染者・エイズ患者	13. ハンセン病回復者	
14. 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害			
15. 北朝鮮当局による拉致被害者			
16. インターネットを悪用した人権侵害			
17. 人身取引（性的搾取や強制労働を目的とした人身取引）			
18. 原発事故による放射線被ばく風評被害に関連した人権侵害			
19. 特になし			
20. その他（具体的に： _____）			

【問7】 あなたは、過去5年間で自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

1. ある（→ 問8、問9、問10へお進みください） 2. ない（→ 問11へお進みください）

<問7で「1.ある」と回答された方にお聞きします。>

【問8】 それはどのような理由だったでしょうか。

あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

1. 同和問題（部落問題）
2. 年齢（子ども・高齢など）
3. 女性または男性であること
4. 障害者
5. 国籍・人種・民族
6. 病気（H I V感染者・ハンセン病回復者及びその家族など）
7. こころの病
8. 性的指向・性自認
9. 外見
10. 職業
11. 答えたくない
12. その他（具体的に： _____）

<問7で「1.ある」と回答された方にお聞きします。>

【問9】 それはどのような内容だったでしょうか。

あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

1. あらぬ噂や悪口で名誉・信用を傷つけられた
2. 差別待遇を受けた
3. 暴力・脅迫・強要を受けた
4. 仲間はずれやいじめなどを受けた
5. 家庭で虐待を受けた
6. プライバシーを侵害された
7. 職場でハラスメント（セクハラ・パワハラなど）を受けた
8. 公的機関・企業・団体などから不当な扱いを受けた
9. 答えたくない
10. その他（具体的に： _____）

<問7で「1.ある」と回答された方にお聞きます。>

【問10】 人権侵害を受けた時、あなたはどのような対応をしましたか。

あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

1. 相手に抗議した
2. 家族や友人など身近な人に相談した
3. 勤務先の上司や学校の先生などに相談した
4. 国の機関（法務局・労働局など）の相談窓口相談した
5. 県の機関（三重県人権センター・三重県女性相談所など）の相談窓口相談した
6. 市の相談窓口相談した
7. NPOなどの民間の相談窓口相談した
8. 人権擁護委員*⁶に相談した
9. 法テラス*⁷に相談した
10. 警察に相談した
11. 弁護士に相談した
12. 何もせず、がまんした
13. その他（具体的に： _____）

【問11】 インターネット上で、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などが掲載されることがありますが、こうした問題を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

1. インターネット利用の際のルールやマナーについて啓発・教育を行う
2. 人権侵害を受けた人や、問題だと感じた人がプロバイダー*⁸などへ削除を求める
3. 行政機関がプロバイダーなどへ削除を求める
4. 差別的な情報発信に対する監視を強化する
5. 法律をつくって、取り締まりを強化する
6. 表現の自由に関わる問題なので、慎重に対応する必要がある
7. インターネットに興味を持っている一部の人が見るだけなので、放っておけばよい
8. わからない
9. その他（具体的に： _____）

【問１２】 あなたは日本の社会に「同和問題」や「部落問題」などと呼ばれている、基本的人権に関わる差別の問題があることをご存知ですか。

あてはまる回答の数字に１つだけ○をつけてください。

- １．よく知っている（→ 問１３へお進みください）
- ２．少しは知っている（→ 問１３へお進みください）
- ３．聞いたことはある（→ 問１４へお進みください）
- ４．知らない（→ 問１４へお進みください）

<問１２で「１．よく知っている」「２．少しは知っている」と回答された方にお聞きします。>

【問１３】 あなたは同和問題（部落問題）に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

- １．結婚に際して周囲から反対を受けること
- ２．就職や職場で不利な扱いを受けること
- ３．不動産取引で不利な扱いを受けること
- ４．学校生活や地域での日常生活で差別的な言動をされること
- ５．差別的な落書きをされること
- ６．身元調査をされること
- ７．インターネット上で、差別的な情報を掲載されること
- ８．わからない
- ９．その他（具体的に： ）

【問１４】 あなたは、同和地区（被差別部落）や同和地区（被差別部落）の人に対する差別意識が、現在、どのような状況になっていると思いますか。

あてはまる回答の数字に１つだけ○をつけてください。

- １．差別意識は以前よりも強くなっている（→ 問１５へお進みください）
- ２．差別意識は現在もあまり変わらず残っている（→ 問１５へお進みください）
- ３．差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている（→ 問１５へお進みください）
- ４．差別意識はもう残っていない（→ 問１６へお進みください）
- ５．わからない（→ 問１６へお進みください）

<問14で「1.差別意識は以前よりも強くなっている」「2.差別意識は現在もあまり変わらず残っている」「3.差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」と回答された方にお聞きします。>

【問15】 同和地区（被差別部落）や同和地区（被差別部落）の人に対する差別意識がなくならない理由は何だと思われますか。

あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

1. 関わりを持つことで、同和地区（被差別部落）出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから
2. インターネットなどで差別意識を助長する人がいるから
3. 不当な利益を得ようとする「えせ同和行為」などを見聞きするから
4. 同和問題（部落問題）を解決するための対策の必要性が十分に理解されていないから
5. 今でも同和地区（被差別部落）の人だけ、行政から優遇されていると思うから
6. 差別を規制する法律がないから
7. 同和問題（部落問題）に関する学習や啓発活動が十分でないから
8. 昔からの偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人がいるから
9. わからない
10. その他（具体的に： _____）

【問16】 学校や職場における日常生活の中で、誰かが同和地区（被差別部落）や同和地区（被差別部落）の人に対する差別的な発言をした時、もしも、その場にあなたが居合せたとしたらどのような態度をとると思いますか。

あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

1. 差別的な発言であることを指摘したり、差別について話し合ったりする（だろう）
2. 表立って指摘はしないが、差別がいけないことを何とか伝えようとする（だろう）
3. 相手に合わせてあいづちを打ったり、自分も差別的な言葉を口にしたりしてしまう（だろう）
4. 他の話題に転換するよう努力する（だろう）
5. 何もせずに黙っている（だろう）
6. わからない
7. その他（具体的に： _____）

【問１７】 あなたは、過去５年間で同和問題（部落問題）に関わって次のようなことを聞いたことがありますか。また、その時に、あなたはどのように思いましたか。

A～Eのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に１つだけ○をつけてください。

	聞いたことは ない	その 通りだ と 思っ た	そ う い う 見 方 も あ る の か と 思 っ た	疑 問 に 思 っ た	反 発 を 感 じ た
A. 同和問題（部落問題）には関わらないほうが良い	1	2	3	4	5
B. 同和地区（被差別部落）の人はこわい	1	2	3	4	5
C. 同和地区（被差別部落）の人は何かあると集団でおしかけてくる	1	2	3	4	5
D. 同和地区（被差別部落）には言葉じりをとらえて差別だと問題にする人が多い	1	2	3	4	5
E. 行政が同和地区（被差別部落）の人にだけ特別な施策を行うのは不公平だ	1	2	3	4	5

【問１８】 あなたはこれまで、学校・職場・地域などで同和問題（部落問題）に関して学習したことがありますか。

あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

１．小学校で学習した ２．中学校で学習した ３．高等学校で学習した ４．大学・短大・専門学校で学習した ５．住民対象の講座などに参加した ６．職場の研修に参加した ７．はっきり覚えていない ８．学習したことはない ９．その他（具体的に：	)
--	---

【問１９】 あなたはＡ～Ｃのそれぞれについて、調べる必要があると思いますか。
 あてはまる回答の数字に１つだけ○をつけてください。

	当然調べる必要があると思う	どちらかという調べる必要があると思う	どちらかという調べてはいけない	絶対に調べてはいけない
A. 結婚相手の家族の病歴や障害の有無	1	2	3	4
B. 結婚相手や家族の国籍	1	2	3	4
C. 結婚相手が同和地区（被差別部落）の人であるか	1	2	3	4

【問２０】 もし仮に、あなたのお子さんが恋愛し、結婚したいといっている相手がＡ～Ｄの人であれば、あなたはどのような態度をとると思いますか。
 あてはまる回答の数字に１つだけ○をつけてください。
 （お子さんがいない場合、いると仮定してお答えください。）

	まったく問題にしない	迷いながらも結局は問題にしない	迷いながらも結局は考え直すように言う	考え直すように言う
A. 同和地区（被差別部落）出身者	1	2	3	4
B. 障害者	1	2	3	4
C. 外国人	1	2	3	4
D. 同性パートナー	1	2	3	4

【問２１】 仮に、あなた自身が入居するための物件を探していて、間取り・交通の便・環境・価格など自分の目で確かめ、気に入った物件が見つかったとします。その後、もしも、その物件に次のような条件があることが分かったとしたならば、あなたはどうしますか。
A～Dのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に１つだけ○をつけてください。

	まったく気に しないで買う (借りる)	気にはなる が、他の物件 より安ければ 買う(借りる)	他の条件がい くら良くても 買い(借り) たくない
A. 同じ小学校区内に同和地区（被差別部落）がある	1	2	3
B. 物件が同和地区（被差別部落）内にある	1	2	3
C. 近隣に外国人が多く住んでいる	1	2	3
D. 近くに精神科病院や障害者施設がある	1	2	3

【問２２】 賃貸マンションへの入居を希望している人が、次のA～Dに該当することを理由に、家主が貸すことを断ることについて、どう思われますか。
それぞれについて、あてはまる回答の数字に１つだけ○をつけてください。

	人権を侵害している	誰に貸すかは家主の自由だから、断っても人権侵害とはいえない	どちらともいえない
A. 外国人	1	2	3
B. 障害者	1	2	3
C. 高齢者	1	2	3
D. ひとり親家庭	1	2	3

【問23】 人権問題に関する正しい知識と理解を深めるために、どのような啓発手法が効果的だと思いますか。あてはまる回答の数字3つ以内に○をつけてください。

1. 講演会・研修会の開催
2. コンサートなどイベントの開催
3. 広報紙への啓発記事掲載
4. 啓発冊子等啓発資料の作成・配布
5. ケーブルテレビ・ローカルラジオの活用
6. 新聞・雑誌への情報提供
7. パネル展示・ポスター掲示
8. SNSを含むインターネットの活用
9. 映画・DVDなどの視聴覚教材の貸出や上映会
10. 地域での懇談会や学習会（自治会単位）
11. 障害者・高齢者・外国人などとの交流会や懇談会
12. ポスター・作文・標語の募集
13. 特に必要ない
14. わからない
15. その他（具体的に： _____）

【問24】 あなたは過去5年間に、市や県などが主催する人権に関する講演会・研修会・イベントなどに参加したことがありますか。
あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

1. 1～2回参加したことがある（→ 問26へお進みください）
2. 3回以上参加したことがある（→ 問26へお進みください）
3. 一度も参加したことがない（→ 問25へお進みください）

<問24で「3.一度も参加したことがない」と回答された方にお聞きします。>

【問25】 参加したことがない主な理由は何ですか。
あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

1. 講演会・研修会・イベントが開催されていることを知らなかった
2. 開催時期・時間帯・会場の問題で参加できなかった
3. 講師・演題・出演者に魅力を感じなかった
4. 人権のことには関心がない
5. 人権については十分理解しているので参加しなかった
6. その他（具体的に： _____）

「お疲れさまでした。」

【問26】 最後に、人権に関してあなたが思うことや伝えたいことなどがあれば、自由にご記入ください。

[illegible]

質問は以上です。最後までご協力いただきありがとうございました。

記入もれがないかご確認のうえ、無記名のまま返信用封筒に入れ切手を貼らずに郵便ポストに入れてください。

